

**結婚式場の契約は慎重に  
～申込金の返金は困難な場合も～**

県内の消費生活センターなどには、結婚式を巡る消費者トラブルが過去5年間で約130件寄せられています。トラブルのほとんどが結婚式場の契約・解約に関するものです。大切な人生の門出でトラブルとならないよう注意しましょう。

- ▼1年以上先の挙式のために結婚式場の見学に行った。初めての見学で気分が高揚していたところ、「本日中に申し込みれば特別割引できる。希望の日時も早く決めないとなくなってしまう」と説明された。申込金は10万円だったが、1万円しか手持ちがないと言ったら、残りの9万円は5日後に払えばいいと言われ、契約することにした。その後、別の会場での挙式を決めたので解約を申し出たところ、「規約により解約の際には申込金10万円は返金されない」と言われた。そのような説明は聞いておらず、納得できない。(30代・男性)
- ▼4カ月先の結婚式の予約を検討するため、式場に出向いた。提示された見積金額で納得したので契約し、申込金10万円を支払った。1カ月後、事情が変わって結婚式をしないことになったので解約を申し出たら、解約料40万円を請求された。1カ月の間、特にサービスを受けておらず、事前の説明も無かったのに40万円の解約料は高すぎるのではないか。(30代・男性)

最近では、さまざまなブライダルイベントやキャンペーンが開催され、その場の雰囲気と言われるままに契約してしまいがちですが、結婚式場で締結した契約にはクーリング・オフ(無条件解約)は適用できません。

「日程を確保するため」などと言われ、申込金などの名目で金銭の支払いを求められることがあります。いったん支払った申込金の返金を求めることは困難な場合が多いため、「本日中なら割引できる」と契約をせかされても、安易な契約は避け、それぞれの式場の特徴や価格を調べ、よく比較検討してから決めましょう。

納得して申込金を支払う場合でも、契約成立はどの時点か、キャンセルした場合は返金されるのかなどを支払い前に確認するようにしましょう。

また、契約時の見積もりと比べ、大きな変更がないのに最終的に支払う金額が非常に高額になったとか、式当日の進行が打ち合わせ時の説明と違うといったトラブルも寄せられています。打ち合わせでは担当者に積極的に質問や希望を伝え、式の内容や見積額をしっかりと確認しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。